

令和 3 年度

定期監査結果報告書

鳥羽市監査委員会

鳥 監 第 1 号
令和 4 年 1 月 4 日

鳥羽市長 中村欣一郎様
鳥羽市議会議長 木下順一様
鳥羽市教育長 小竹篤様
鳥羽市選挙管理委員会委員長 出口真人様
鳥羽市公平委員会委員長 大久保有規様
鳥羽市農業委員会会長 植村菊郎様
鳥羽市固定資産評価審査委員会委員長 右江裕喜子様

鳥羽市監査委員 村林 守
鳥羽市監査委員 山本 哲也

令和3年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

2. 監査の種類

法第199条第4項の規定に基づく定期監査（鳥羽市監査基準第7条第1号）及び法第199条第2項の規定に基づく行政監査（鳥羽市監査基準第7条第2号）

3. 監査の対象

（1）対象事務

令和2年度中の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政全般

（2）実施期間及び対象部署

年月日	対象部署
R3.6.28	水道課
R3.7.2	消防本部・署、市民課、環境課
R3.7.5	監査委員事務局、観光課、建設課
R3.7.9	健康福祉課（社会福祉事務所）
R3.7.14	教育委員会事務局
R3.7.26	会計課、議会事務局、税務課
R3.7.28	定期船課、農水商工課（農業委員会）
R3.8.3	総務課（公平委員会）、選挙管理委員会
R3.8.4	企画財政課
R3.10.6 書面監査	安楽島小学校、あおぞら保育所、鳥羽小学校
	かもめ幼稚園、加茂小学校、加茂中学校
	船津保育所、安楽島保育所、鳥羽東中学校

4. 監査の着眼点

令和2年度中の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理が適正に行われているかを主眼とした。

5. 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査に必要な調書の提出を求め、予備審査を行い、関係諸帳簿、書類等を抽出確認するとともに、事務事業の執行状況や疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

6. 監査の結果

前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった令和2年度中の各課等における事業管理、庶務・人事管理、財務・会計管理、財産・物品管理は、一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては法令に適合し、概ね適正に処理されているものと認められた。

監査結果として報告すべき指摘事項、所見の件数は次のとおりである。

課 等 名	指摘事項	所 見		
	是正・改善 事項	注意事項	検討事項	努力・要望 事項
水道課				1
消防本部・署	1			
市民課			2	
監査委員事務局				
環境課		3		
建設課				
観光課		4	1	1
健康福祉課(社会福祉事務所)			1	
教育委員会事務局(総務)		1		1
教育委員会事務局(学校教育)				1
教育委員会事務局(生涯学習)		1		
会計課				
議会事務局				
税務課				
定期船課	1	1		
農水商工課(農業委員会)		1		
総務課(公平委員会)		1	1	
選挙管理委員会				
企画財政課				
教育委員会事務局(幼・小・中)				
健康福祉課(保育所)				
計	2	12	5	4

監査における是正又は改善が必要である事項は次のとおりであり、是正又は改善が必要と認められた課においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

また、講じた措置については、監査の報告等に係る事務取扱基準第4条第3項に基づき、監査報告日から6月以内に報告されたい。

〔是正又は改善が必要であると認められる事項〕

消 防 本 部 ・ 署

(1) 離島救急患者搬送費補助金について

当該補助金に交付要綱には、救急患者搬送のために船舶を借上げた経費に対して、市営定期船片道運賃の20倍以内の金額を限度として交付することとなっている。しかしながら要綱中の「市営定期船片道運賃」という表現では、小児を搬送した場合の補助金額について、定期船運賃の同様に半額と解されることから、要綱の「片道運賃」を「片道普通運賃」に改められたい。

定 期 船 課

(1) 旅客・荷物取扱業務印刷物等契約事務の適正化について

印刷物について、乗船券、回数券、荷物取扱票及び領収書など、それぞれの使用頻度に応じ、発注が7分割されていた。

一括発注可能な印刷物については、不足分をその都度発注せず、年度当初に在庫数や使用頻度等を考慮し、年度分の発注をするよう改善されたい。

7. 監査の所見

本監査により確認された事実をもとに、各課等における事項は考察を加え、下記のとおり所見を述べることとした。各課等の事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し、記載を省略した。

前年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業に契約内容の変更や見直しが必要となっており、各課とも事務量が増加していた。

今後とも、事務執行にあたる職員一人ひとりが市の公金を扱う職責を十分認識し、より一層の説明責任の向上を目指し、透明性の高い事務処理に努めるとともに、市民ニーズを的確に捉え、次代を見越した事業展開に努められたい。

水 道 課

【事務の執行について】

水道事業においては、常に社会的動向などを注視するとともに、今後の経営や、管路等の維持管理について中長期的な展望のもと適切な投資に努める必要がある。

下水道事業においては、令和5年度までの公営企業会計への移行を控え、将来にわたり安定した下水道サービスを維持するため、既存の公営企業組織である水道事業と共通事務の一元化や経営ノウハウの共有などによる業務効率向上も視野に入れ、経営改善努力を尽くし計画的に進められたい。

【所 見】

(1) 業務委託について〔努力要望〕

財産調書について、借用地の使用料算出方法に不明な表記が見受けられたため、わかりやすい表記となるよう努められたい。

消 防 本 部 ・ 署

【事務の執行について】

「鳥羽市消防庁舎建設基本計画」に基づき庁舎建設整備を進められており、令和2年度には新消防庁舎が完成したものの、主訓練塔が整備されておらず、職員の能力の向上や本来の力を発揮することができないことから、今後の消防体制のあり方も含め、関係各課等と協議を重ねるとともに、総合的な消防力の整備・充実を目指し、安心安全な消防体制の充実への検討を図られたい。

【所 見】

なし

市 民 課

【事務の執行について】

重点施策として、地域の活性化や課題解決に寄与する活動を自主的に行う市民活動団体に対して、市民主体によるまちづくりがより一層推進されるよう活動費の一部を補助している。

収益性のない事業は、補助なしでは自立が困難なため持続できないが、補助の継続により鳥羽市内の活性化につながる場合もあるため、優良事業については、補助内容の充実により持続可能な事業となるよう検討されたい。

【所 見】

(1) 桃取コミュニティセンター指定管理業務について〔検討事項〕

新型コロナウイルス感染症拡大予防の影響で実施できなかった交流事業費が次年度へ繰り越されていた。

委託料的な性質があるのであれば減額をする必要があると考えられるため、契約内容について検討されたい。

(2) 鳥羽市コミュニティセンター自主事業の実施について〔検討事項〕

自主事業の実施について、設計段階で予算化しているのは、桃取の交流事業費のみであり、畔蛸、船津、答志、答志和具の各自治会が予算化されていない。

今後、自主事業の実施について予算化を検討するよう働きかけるとともに、調書の書き方や、令和5年度以降の指定管理のあり方についても検討されたい。

指定管理の考え方については、コミュニティセンターだけではなく全体としての考え方を統一し、市としてよりよい地元のあり方や指定管理について検討されたい。

監査委員事務局

【事務の執行について】

令和2年4月の監査基準の改正により監査の専門性が求められることとなり、さらに研鑽を積むとともに実効性の高い監査に努められたい。

【所 見】

なし

環 境 課

【事務の執行について】

ごみ袋の料金については、ごみ減量等を家庭で意識してもらうため、ごみ処理に係る費用を反映した価格としており、正当な価格と認識しているとのことで、値下げについては、リサイクルが十分に実行され、ごみの量が極端に減少すれば可能性はないことはないが、現状は難しいとのことだった。

リサイクルパークは、現在1か所のみで、使用困難な地域の市民もいることから、利便性の向上と効率的な運用を検討されたい。

【所 見】

(1) 業務委託について〔注意事項〕

複数の業務委託の指名入札に際し、参加業者の押印がされていない入札書を有効としていた。

適正な事務処理となるよう注意されたい。

(2) 工事請負について〔注意事項〕

国崎墓地用地法面改修工事について、工事打合簿に署名や押印が抜けている箇所が複数見うけられた。

不要な欄は消すなど、今後の取扱いに注意されたい。

(3) 飼犬等避妊手術費補助金について〔注意事項〕

申請書について、誤記、選択漏れ等不備が見受けられた。

申請書の確認を十分するとともに、不備については、申請者に対し指導をされたい。

建 設 課

【事務の執行について】

市営住宅入居者の施設入所に伴う退去による空き部屋が増加傾向にあり、定住促進住宅として短期お試し住宅や移住体験住宅の整備など多様な活用を実施している。

また、令和2年度は、入居者自らが自由にリフォームすることができるよう「鳥羽市営住宅DIY事業補助金」を創設している。3度の募集にも応募者はなかったが、今後は、ニーズを把握した上で、より効果的な事業を検討されたい。

【所 見】

なし

観 光 課

【事務の執行について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行需要の低迷や入湯税の減少が見受けられる。事業の効果と内容を精査するとともに、インバウンド事業だけでなく国内の需要回復を見据えた誘客促進及び受け入れ環境の充実をはじめ、アプリを利用した広報活動や継続的に鳥羽市の知名度の向上に寄与する魅力あるノベルティの開発等を図り、観光産業の進展に努められたい。

【所 見】

(1) 鳥羽市エコツーリズム推進事業について〔注意事項〕

補助金額に変更がないため、変更承認申請書の提出がされていなかった。

鳥羽市補助金等交付規則第7条第1項第1号に基づき、補助金額に変更がない場合でも事業変更があった場合は遅滞なく、事業変更申請書を提出するよう補助対象者への周知・指導に努め、審査等の事務処理については適正に行われたい。

(2) 鳥羽市広告宣伝戦略補助事業について〔注意事項〕

単年度で精算されておらず、残額が次年度へ繰越されていた。

補助対象経費の区別ができる会計処理となるよう注意されたい。

(3) 離島の魅力向上戦略事業について〔注意事項〕

ガイド育成講習会が履行されてなかった。

委託契約上の債務不履行にあたる場合もあるため、代替事業の実施など契約内容の変更時には協議のうえ再度を設計行い変更契約をするなど、今後は適切な事務手続きとなるよう注意されたい。

(4) IoTによる離島の魅力向上及び誘客促進事業について〔検討事項〕

履行期間中のダウンロード数ほか、その効果を確認できなかった。

今後は、契約時に受注側に効果が把握できるような内容を含めた契約をするなどの工夫を検討されたい。

(5) 海女ノベルティ（手提げ袋）作成業務について〔努力要望〕

随意契約理由として、「当該手提げ袋の初版製作者である受注者にはデザインデータが保管されていることから、製作過程が大幅に削減され、請負費用が軽減すると考えられる。」と記載されていた。

担当課においてもデザインデータが保管されていることから、競争入札により安価で契約できる場合もあるため、受注の幅を広げて確実に安く契約されるよう努力されたい。

(6) 鳥羽市バリアフリー観光促進事業委託契約について〔注意事項〕

実施出来なかった事業があったが、変更契約がされていなかった。

委託契約上の債務不履行にあたる場合もあるため、代替事業の実施など契約内容の変更時には協議のうえ再度を設計行い変更契約をするなど、今後は適切な事務手続きとなるよう注意されたい。

健康福祉課

【事務の執行について】

福祉避難所については、施設が十分に確保されておらず、関係事業者との協定締結の促進に努められたい。また、開設時の体制も整える必要があることから、関係機関と連携して実際の行動手順に即した課題についての確認をされたい。老人憩いの家の運営事業については、13か所のうち10か所の建物に耐震性がなく老朽化が進んでいることから、施設の利用状況を調査し、計画的な利用を検討されたい。

また、老人クラブ会員の減少や活動状況が地区により様々であることから、老人憩いの家のあり方については、モデルケースを活用し、他地区の利用も検討されたい。

【所 見】

(1) 鳥羽市放課後児童クラブ管理運営業務委託契約について〔検討事項〕

管理運営費収支決算書では、今後の建物の老朽化による修繕等に備えるため、修繕預金積立が支出されていた。

市の建物にも関わらず委託先が、年度を超えて修繕を行うことが必要であれば契約書に明記が必要である。明記方法等確認の上、改善されるよう検討されたい。

健康福祉課（保育所）

【事務の執行について】

人事関係の制度・手続きについて、全職員に伝わるように研修等を行い周知するとともに、日々の業務の中でチェックシートを用いるなどして確認・点検を行い、事務処理能力の向上に努められたい。

【所 見】

なし

教育委員会 総務課

【事務の執行について】

鳥羽市小中学校統合計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、地域の特色を存続させる方向を保護者と協議を行いながら進められたい。

減少傾向が続いている幼稚園については、認定こども園化の検討も含め、子育て支援室と連携し、保育所の適正配置に合わせ、検討を進められたい。

統合計画の推進により、今後ますます廃校施設の増加が見込まれることから、閉校後の施設の活用方針や財産管理のあり方については地域とも協議のうえ、使えるものは有効活用し、不要な物は廃棄登録等の事務処理を速やかにされたい。

【所 見】

（1）鳥羽市小中学校等遊具保守点検業務について〔注意事項〕

遊具の点検は、軽微な確認漏れで重大な事故につながるため、点検結果等の資料の取扱いには十分な注意を払われたい。

（2）鳥羽市内教育施設消防設備点検業務委託について〔努力要望〕

全施設の消防用設備等定期点検の実施回数について、年2回実施する体制が整わず、年1回しか実施されていなかった。

今後は点検時期を早めるなど、年2回実施できる体制を整えられたい。

教育委員会 学校教育課

【事務の執行について】

ギガスクール構想については、活用頻度や教員の力量により学校間で将来的に差がつく可能性が懸念されるため、指導主事を中心とした教員の研修の充実を図られたい。

【所 見】

（1）学校図書館整備事業について〔努力要望〕

図書館司書については、図書の整理をはじめ、本に興味を持ってもらう飾りつけや、行事、イベントなどその時節にあった本を紹介するなど児童生徒が本に触れ合う機会の創出や授業で活用できる本の選定などの業務を行っている。児童生徒の読書習慣をつけることにも繋がり、調べ学習における図書の使用時の助言等、効果が実感できる事業のため継続されたい。

教育委員会 生涯学習課

【事務の執行について】

図書館について、開館時間を朝10時から18時までに統一することにより、第2水曜日と年に2回ほど1週間程度の整理休館日以外は開館できることとなった。開館日数が増加することで来館日数が増加し、児童生徒の読書習慣の形成に寄与しており、今後も継続されたい。

【所 見】

(1) 学校体育施設利用状況について〔注意事項〕

学校の施設管理において、資料の管理が不十分な学校が見受けられた。学校教育課などとも協議して適切に管理するよう指導されたい。

教育委員会（小学校・中学校・幼稚園）

【事務の執行について】

学校徴収金については、徴収してから市へ納入されるまでの間は、学校の金庫等で保管される場合が多く、その管理の徹底に注意されたい。

【所 見】

なし

会 計 課

【事務の執行について】

伝票審査及び指導については、会計事務の基礎知識向上、及び課内におけるチェック体制の強化のため、引き続き、研修の開催やグループウェアでの周知を行うとともに、会計管理者から担当課長に指導の徹底を依頼し、チェック体制の強化に努められたい。また、係長級以上の会計事務の知識の向上策についても検討されたい。

【所 見】

なし

議 会 事 務 局

【事務の執行について】

議員定数の改正には類似団体、県内市町の議員定数を参考にした議論の公開を進め、市民の不信感等の払拭に努められたい。

【所 見】

なし

税 務 課

【事務の執行について】

現年・滞納繰越分を併せた市税全体の収納率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度の95.3%より3.3ポイント減の92.0%となった。今後は、徴収猶予者の分納履行状況を確認し、収入状況や課税状況を調査を通し、収納率の向上に努められたい。

また、時間外勤務の削減について、処理を簡素化し、作業の効率化を進めるため、確定申告書のエラーチェックシステムの機能改良について検討されたい。

【所 見】

なし

定 期 船 課

【事務の執行について】

定期航路旅客収入の確保については、離島住民以外の観光目的の利用者の増加を図るため、パンフレット作成、離島周遊券の利用促進に努めるとともに、離島の魅力や観光情報の発信に取り組み観光目的の利用者の増加に努められている。

新型コロナウイルス感染症の収束後を見越し、鳥羽の魅力である離島を生かしたキャンペーンを観光課と連携して検討されたい。

経営改善については、運航収入だけで賄いきれない財源を国・県の補助金及び一般会計からの繰入金を充当し、事業運営をおこなっているため、運航船舶の体制の見直しが必要となっている。

運航船舶の体制の見直しには、船員の配置やダイヤ編成をはじめ離島住民の理解等にも十分配慮して進められたい。

地域交通事業かもめバス運賃収入の確保については、バスを利用した観光情報発信に取り組むとともに、運転免許証の自主返納支援制度の周知に努めている。

観光ルート等を確立するなど、観光客の利用促進につながる検討をされたい。

【所 見】

(1) 鳥羽市定期航路事業棧橋業務委託契約書について〔注意事項〕

棧橋業務については、受託者は保証人と連帯してその責任に任ずることとされている。民法の一部改正により令和2年4月1日からは、個人根保証契約は極度額を定めなければ、その効力を生じないことに留意されたい。

農 水 商 工 課

【事務の執行について】

6次産業化推進事業について、生産者（1次産業者）が加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）も行い、経営の多角化を図るといった6次産業化促進の主目的にこれからも寄り添って事業を継続されたい。

地域の仕事魅力発信事業については、ただマッチングするだけでなく、企業のPRによる付加価値をつけることで、就労意欲の向上が図られるよう検討されたい。

【所 見】

（1）鳥羽市プレミアム付商品券販売業務について〔注意事項〕

業務完了報告書が未提出となっていた。

請負者に対し、業務完了時には報告書を提出するよう指導されたい。

総 務 課

【事務の執行について】

庁舎の維持管理については、冷暖房だけでなく、今後の庁舎自体のあり方を長期的な観点から検討されたい。

「広報とば」は、今の鳥羽の情勢や市民の欲しい情報が、わかりやすく、表紙も、市民の親しみを覚えるような表紙で良い。

しかし、自治会未加入の比較的若い世代の家庭には行き届いておらず、存在自体を知らない家庭も見受けられるため、周知のための検討をされたい。

【所 見】

（1）市有地売買について〔注意事項〕

土地売買契約書に購入者印が漏れていたため、適正な事務処理となるよう注意された。

（2）出勤簿について〔検討事項〕

新型コロナウイルス感染症蔓延防止に伴い、在宅勤務が推奨されているが、在宅勤務時の出勤簿が通常の出張と同じく出張とだけ表記することとなっており、実際の出勤状況の確認が困難なことから、表記方法について検討されるとともに、将来的には電子管理となるよう検討されたい。

選挙管理委員会

【事務の執行について】

平時のときの選挙管理委員会の事務について、業務内容に理解のある職員が複数人で情報共有できるように努められたい。

また、投票率の低下を防ぐための高校生を対象した啓発活動には、教育委員会との連携をはかるなどの検討をされたい。

【所見】

なし

企画財政課

【事務の執行について】

とびとびと活躍プロジェクト推進業務については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定数を一堂に集める事業が困難となった。

他の手法で目的を達成するための工夫等について助言を得ながら、市内での就労を伸ばす方策を検討されており、引き続き、就業機会の確保に努められたい。

海と人をつなぐ漁村文化継承交流促進事業については、鳥羽を訪れる観光客の目的である食や観光施設との差別化を図り、漁村文化や地域の祭りを探求するような知的好奇心を満たす形で来訪する交流人口の増加を目指している。

漁業だけでなく、九鬼水軍に代表される海の城下町でもあり、多面的な魅力を持っている町として広報宣伝活動を充実させ、交流人口の増加に努められたい。

ふるさと鳥羽関係人口創出事業については、地域産品を活用した応援物資の給付により、都市部の若者とのつながりを創出し、今後の関係人口づくりにつなげている。

支援をしたことでのつながりを契機に、鳥羽市役所に新規採用されるなどの可能性もあるため、ここでのつながりを大事にされたい。

伊勢志摩移住プロモーション事業については、相談者に対して複数の市町の情報を提供することで、伊勢志摩地域への移住に対して幅広く検討する機会を創出している。

運用方法の見直しや更新頻度を増やすなど、関係人口の増加が期待できる交流サイト作りに努められたい。

【所見】

なし